

愛媛労発基 0411 第2号
令和7年4月11日

関係行政機関、建設工事発注部局の長 殿

愛媛労働局労働基準部長
(公印省略)

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、全国の建設業における労働災害発生状況を見ますと、死亡者数（令和7年3月速報）は226人となっており、前年同期の212人と比べ6.6%程度増加となるものの、前年の次に少ない件数となる見込みです。しかしながら、全産業（724人）に占める建設業の割合は31.2%と、依然として業種別で最も高い割合となっています。

また、愛媛県内の全産業における死亡者数（令和7年3月速報）は13人となっており、うち建設業においては2人の方がなくなられています。更に建設業における休業4日以上死傷者数は149人となっており、前年同期比較して21人（12.4%）減少しているところです。

愛媛労働局では、従前より、労働安全衛生法令に基づく措置の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる対策の推進が求められています。

このため、今般、別添のとおり「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、工事発注に際しまして、工事受注者及び関係団体等に御周知いただきますとともに、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

